

熊労発 0920 雇均第 1 号  
令和 6 年 9 月 2 0 日

団体の長 各 位

熊 本 労 働 局 長



「フリーランス・事業者間取引適正化等法及び改正育児・介護休業法等説明会」  
の開催について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、日頃から、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 1 月 1 日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という）が施行されることとなり、事業主はフリーランスとの取引や就業環境の整備について、必要な措置を講じることが義務化されました。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という）の改正についても令和 6 年 5 月 3 1 日に公布され令和 7 年 4 月 1 日以降順次施行されることとなったところです。

そこで、熊本労働局では、「フリーランス・事業者間取引適正化等法及び改正育児・介護休業法等説明会」を、別添のとおりオンラインにて開催いたします。併せて助成金制度についてもご説明いたします。

業務御多忙の折とは存じますが、会員の皆様に向けて本説明会の周知及び積極的な御参加について御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

熊本労働局雇用環境・均等室

担当：平島・江口

Tel 096-352-3865